

1. 意匠法の保護対象を拡充した(第2条1項)。

(1) 「建築物の形状等」を追加した。



- 注) 1. 「建築物」には「土木構造物」を含む。したがって、ダム、橋梁、トンネル、ガスタンクなども含まれる。
2. 「建築物」の外側だけでなく、内側(例えば1階部分だけ)の意匠も認められる。
3. 「建築物の内部」の意匠と「内装」の意匠が重なり合う場合には、「内装の意匠」を「建築物の部分意匠」に補正することも可能になる。
4. 現行法による「組み立て家屋」の登録意匠を本意匠として、改正法の施行後に「建築物」を関連意匠として出願することも可能である。

(2) 「壁面や路面、クラウド上に表示される画像」が保護の対象となった。



- 注) 1. 「画像」には、物品性を有しない「画像そのもの」が含まれることになり、画像として保護を受ける方法として、次の二通りの方法が可能になった。

①物品から離れた「画像自体」として保護を受ける。

この場合、「機器の操作の用に供されるもの」又は「機器がその機能発揮した結果として表示されるもの」であること、の要件を満たす必要がある。改正意匠法第6条には、画像意匠の場合は願書に「画像の用途を記載すること」と指定している。そこで、願書の「意匠に係る物品」の欄には「〇〇用画像」例えば「銀行取引用画像」と記載することとする。

②従来と同様に、物品の表示部に表示された、「物品の部分に画像を含む意匠（部分意匠）」として保護を受ける。

この場合は、「物品としての機能を発揮するための操作の用に供される画像」又は「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」であること、の要件を満たす必要がある。願書の「意匠に係る物品」の欄には、現行法と同様に「画像の表示された物品名」例えば「現金自動預払機」とする。

2. 「画像自体の意匠」と「物品の部分意匠」との類否判断における「用途と機能」の類似性

意匠全体の意匠に係る物品等の用途及び機能を対比して、用途及び機能の共通性が大きいときには「類似」と判断し、その共通点よりも相違点が多いときには「非類似」と判断する。

3. 「画像自体の意匠」同士の用途及び機能の類否判断については、それらが表示される物品等の用途及び機能を考慮する必要はない。

(3) この結果、「意匠」は次の3類型となった。

- ①物品の形状等
- ②建築物の形状等
- ③画像

(4) 規定上は、旧第2条2項の「物品の操作画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」が削除され、旧第2条1項と2項に規定されていた「画像」が、「操作画像」と「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」として第1項にまとめて規定された。

(5) 建築物の内装デザインが保護対象に加わった。

第8条の2：

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

例：武雄市図書館



- 注) 1. 第8条の2は、「複数の物品等から構成される内装」について、一意匠として出願し、登録を受けることができるものであるから、複数の物品等を含まないものについては、内装意匠に該当しない。
2. 「その他の施設」には、宿泊施設や医療施設などあらゆる施設が含まれる。
3. 「施設」には、動産も含まれる。したがって、キャンピングカーや乗用自動車の内装等も含まれ得る。この場合、「内装」には「二以上の物品等により構成されること」という要件が加わるから、乗用自動車の内装の場合、その中に固着され移動できない物品等が含まれていることが必要になる。

2. 保護対象の拡充に伴う改正

(1) 「意匠の実施」の定義を拡充

- ① 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申し出をする行為
- ② 意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等）について行う次のいずれかに該当する行為
 - イ 意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回路を通じた提供若しくはその申し出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
 - ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申し出をする行為

注) 建築物の「建築」には、「発注—設計—施工」の段階のうち「設計」までは含まれない。

(2) 創作非容易性要件に「画像」を追加

第3条第2項：

～公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

(3) 意匠の不登録要件の拡大

第5条：

- 二 意匠に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠

な表示のみからなる意匠

(4) 願書の記載要件の変更

第6条第1項：

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

第6条第3項：

第1項3号の意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途の記載、物品又は建築物の材質又は願書に添付した～

第6条第4項：

意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩、建築物の形状、模様若しくは色彩又は画像がその物品、建築物又は画像の有する機能に基づいて変化する場合において、～

(5) 「意匠」の定義の変更

第2条第1項：

「意匠とは、物品（部分を含む。~~第8条を除き、以下同じ。~~）の形状、模様～」のように、第8条が除かれたので、組物にも部分意匠の登録が可能になる。

3. 物品の区分の廃止（多意匠一出願の許容）

第7条（一意匠一出願）：

意匠登録出願は、経済産業省令の定める~~（物品の区分）~~ところにより、意匠ごとにしなければならない。

施行は公布の日から2年以内とされており、「物品区分表」が廃止され、省令で区分に係る一般的な基準が設けられ、さらに、省令で複数意匠一括出願に係る手続きが規定される見込み。

4. 関連意匠制度の見直し

(1) 関連意匠の出願可能期間を「本意匠の出願日から10年以内まで」に延長

第10条第1項：先後願関係の例外期間

本意匠に類似する意匠（関連意匠）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日がその本意匠の意匠登録出願の日以後であって、当該本意匠の意匠登録出願の日から十年を経過する日前である場合に限り、第9条1項又は第2項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定（年金の不納）により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。

(2) 第2項(新設):新規性喪失の例外

3条1項1号又は2号に該当するに至った自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなす。

すなわち、関連意匠登録を受けようとする自己の意匠(後出し関連意匠出願)が、本意匠と同一又は類似ではあるが、公知(1号該当)又は刊行物記載(2号該当)となったものである場合は、**新規性喪失の例外扱いとする。**

注1) 他人による公知化意匠(デッドコピー意匠:模倣品)も例外扱いとされるか?・・・**未定**

注2) 「3条1項1号又は2号に該当するに至った自己の意匠」から、「公報掲載により公知となったもの」が除かれていない(現行4条2項のカッコ書き参照)から、公報掲載により公知となったものも新規性喪失の例外扱いになるものと思われる。・・・**要確認**

注3) 例外扱いは、1、2号該当に限られているから、3号該当となったもの(1、2号該当意匠に類似する意匠)については、例外扱いとはならないので要注意。

(3) 第3項(新設):拡大先願

第1項の規定により意匠登録(**関連意匠**)を受けようとする意匠についての第3条の2ただし書中「同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたもの(**秘密公報**)を除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第14条第1項の規定により秘密にすることを請求したときは、第24条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたもの(**秘密解除公報**)に限る。」とする。

上記読み替え後の3条の2但し書き

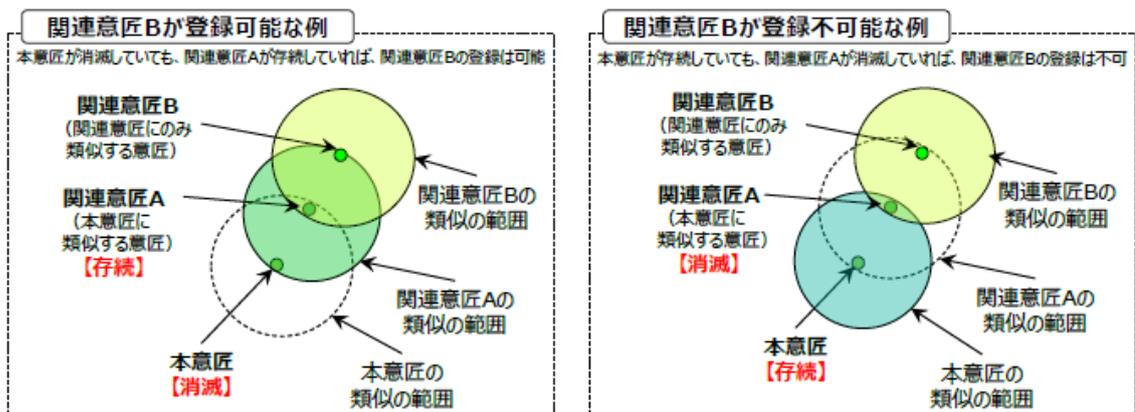
ただし、当該意匠登録出願(**後出し関連意匠出願a**)の出願人と先の意匠登録出願**A**の出願人とが同一の者であって、第20条3項(意匠公報掲載事項)の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報(**秘密解除公報に限る。**)の発行の日前に当該意匠登録出願があったときは、この限りでない(**関連意匠登録を受けられることができる**)。

後出し関連意匠出願（a）が、**同一人による**先の**秘密意匠**出願に記載された意匠（A）の一部と同一又は類似する場合であって、先の意匠出願（**秘密**）Aの秘密解除公報発行日前に出願されたものである場合は、関連意匠登録を受けることができる。

(4) 第4項（新設）：関連意匠にのみ類似する関連意匠

第1項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び**当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠**についても、同様とする。

本意匠 — 関連意匠 — 関連意匠 — 関連意匠
 （擬制本意匠） （連鎖する段階的関連意匠）
 （擬制本意匠） — （連鎖する段階的関連意匠）



注：関連意匠Aは、関連意匠Bの本意匠になる。右の図では、関連意匠Bの本意匠になるべき関連意匠Aが消滅しているため、登録を受けることはできない。

(5) 第5項（新設）：連鎖する段階的関連意匠の出願期限

前項の場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。

連鎖する段階的関連意匠の出願期限・・・**最初の本意匠出願の日**から10年を経過する日前（**応当日前日まで**）

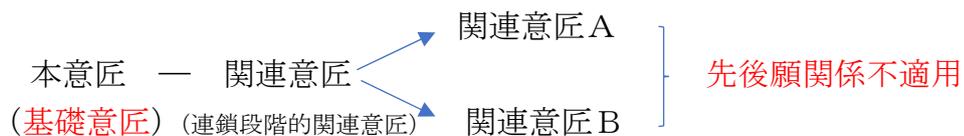
(6) 第6項（新設）：本意匠の専用実施権（旧第2項対応）

本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第1項及び第4項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

・・・**専用実施権付き本意匠には関連意匠は付けられない。**

(7) 第7項(新設): 本意匠に対する2以上の関連意匠出願(旧4項対応)

関連意匠の意匠登録出願があった場合において、当該意匠登録出願が**基礎意匠**(当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。)に係る関連意匠(当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。)にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であったときは、これらの意匠については、第9条第1項又は第2項は、適用しない。



(8) 第8項(新設): 新規性喪失の例外

前項に規定する場合(2以上の関連意匠の出願A, B)において、第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った自己の意匠(公知化した意匠AB)のうち当該基礎意匠(本意匠)に係る関連意匠(連鎖段階的関連意匠)(当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは、当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第44条第4項の規定(年金不納)により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。)と同一又は類似のものは、第1項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかったものとみなす。

公知化した意匠を関連意匠出願した場合、その意匠が、本意匠を共通にする先登録関連意匠(連鎖段階的関連意匠)と同一又は類似する場合は、新規性喪失例外扱いになるものと思われる。

5. 存続期間の延長(旧21条対応)

第21条1項:

意匠権(関連意匠の意匠権を除く。)の存続期間は、意匠登録出願の日から**25年**をもって終了する。

同第2項:

関連意匠の意匠権の存続期間は、その**基礎意匠**の意匠登録出願の日から**25年**をもって終了する。

注) 従来は「設定の登録の日」から**20年**だったものが、「意匠登録出願の

日」から25年に改正された。従来、出願から設定登録までに概ね1年弱を要していたので、実質4年程度の延長となる。

6. 関連意匠の意匠権の移転(旧22条対応)

第22条1項:

基礎意匠の意匠権及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

同第2項:

基礎意匠の意匠権が第44条第4項の規定(年金の不納)により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

7. 間接侵害規定の充実(第38条)

第1項2号:

登録意匠の製造に用いる物品であって、当該登録意匠の美感創出に不可欠なものについて、その意匠が登録意匠に類似するものであること及びその物品・プログラム等の意匠の実施に用いられることを知りながら、当該製造に用いられる物品等の製造・譲渡他の行為(侵害品を構成部品に分割して製造等する行為)

第1項5号:

建築物、画像についても上記に相応する行為

侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・幫助的行為を侵害擬制した。「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することによって、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為を取り締まれるようにした。

8. 損害額の推定等の強化(第39条1項及び4項)

① 侵害者が販売した数量のうち、意匠権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとなった(第39条1項2号)。

② 実施料相当額による損害賠償額の算定に当たり、**意匠権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨が明確にされた(第39条4項)。**

9. 救済規定(第15条一準特43条~43条の3、第68条一準特4~5条)

(1) 優先権証明書¹の注意喚起通知受領後の提出

- (2) 優先権主張期間徒過後の主張
- (3) 指定期間徒過後の延長請求

10. 意匠審査基準の改訂（2019年5月1日以降の出願に適用）

- (1) 全体意匠と部分意匠は、両者の類否が審査されることになった（基準71.9.2）。
- (2) 部分意匠について、願書において【部分意匠】の記載が不要となった（旧基準71.2.1の削除）。
- (3) 図面に開示されていない部分のある意匠は、部分意匠として扱われる。

「意匠図面において、開示されていない部位があっても、開示された範囲を部分意匠と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合は、意匠が具体的なものであると判断する（基準122.1かっこ3のなお書き）。」

「意匠に係る物品全体の形態の開示がなされていない場合に開示された範囲について意匠登録を受けようとする部分意匠と捉えることで、一の創作の内容が特定できる場合等、拒絶理由に該当しない場合は、開示されていない部分等についての出願人の意図を確認したり、補正を促したりするための対応は行わない（基準122.4.2（1）のなお書き）。」

11. 改正意匠法の施行日

- (1) 物品区分表の廃止、複数意匠一括出願の導入、救済規定の整備の条文については、公布の日（令和元年5月17日）から2年以内
- (2) その他の条文については、令和2年4月1日から施行

以上